

天草市中小企業者等持続化事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、中小企業者等が、持続的な経営に向けた事業計画に基づいて取り組む、創意工夫を凝らした地道な販路開拓等及び販路開拓等と併せて行う生産性向上等の業務効率化を支援し、中小企業者等の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たす事業とする。

- (1) 販路開拓又は売上拡大につながる事業（原則として、単なるリフォーム・買換えに係る事業は除く。）であって、本事業の完了後、おおむね1年以内に売上げにつながるが見込まれる事業であること。
- (2) 生産性向上等の業務効率化に係る事業にあつては、前号の事業に伴うものであること。
- (3) 事業内容が、公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないもの
- (4) 新たに事業を営む場合（以下「起業」という。）で、補助事業完了日までに開業もしくは営業開始するもの（ただし、天草市地域おこし協力隊員設置要綱（平成25年天草市訓令第3号）の規定により任用された者で任期終了の日から起算して前1年以内又は任期終了の日から1年以内である者（以下「地域おこし協力隊員」という。）に限る。）

2 前項第1号から第3号の事業に係る本店以外の店舗を新たに出店する場合の本補助金の取扱いについては、2店舗目まで対象とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 天草市内に住所を有し（法人の場合は本店の住所も）申請する事業について開業日もしくは営業開始日のいずれか遅い日から12ヶ月以上経過（地域おこし協力隊員を除く）している者
- (2) 従業員20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の個人事業者又は中小企業者
- (3) 市内商工団体の支援を3回以上受け、事業計画書や資金計画書等を作成し、実際に販路開拓等が見込める事業を行う者
- (4) 暴力団員等の反社会的勢力及びその関係者ではない者
- (5) 市税を完納している者
- (6) 国、県が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業内容ではないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号から第6号までの要件を満たす者であって、平成18年以降に市と進出等に係る協定を締結した者にあつては、補助対象者として認める。
- 3 前2項に規定する者による共同申請を認める。
- 4 単独申請と共同申請参画との併願及び複数の共同申請への参画は認めない。
- 5 複数の屋号を使用している個人事業者に係る申請は、1件に限り認める。
- 6 本補助金は、年度にかかわらず、同一の中小企業者等、2回まで受給できるものとする。ただし、過去に起業創業資金支援事業補助金、天草市中小企業者等持続化事業、天草市中小企業者等事業規模拡大支援事業及び天草市6次産業化推進整備事業による補助金の交付を受けた者は1回受給したものとして取り扱い、前回受給した年度の翌々年度以降申請できるものとする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の補助対象経費は、販路開拓等、持続的な経営に向けた事業計画に基づくものであって、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費のうち別表1事業費の部(2)改修費・設備購入費の項の対象となる経費の欄に記載する経費については、店舗、工場、事業所等及び設置・保管場所や主たる使用場所が市内のものに限り、補助対象経費とする。
- 3 補助対象経費に係る事業(施設の改修や設備の導入等)を行う場合は、特殊な設備の導入等、市内事業者で調達が難しい場合を除き、原則として市内に事業所を有する事業者を利用するものとする。

(補助率等)

第5条 本補助金は補助対象経費の2分の1以内の額を予算の範囲内において交付するものとし、同一の補助対象者に対する補助金の限度額は、50万円(ただし、代表者が満60歳以上の事業者であつて、かつ、後継者候補が中心となって実施する事業(以下「事業承継特例」という。)及び市が実施するデザイン経営に関する実践事業等を受講した者が、同取組を行う場合(以下「デザイン経営特例」という。)の補助上限額は100万円)とするが、2回目に申請する場合は50万円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域おこし協力隊員が、本補助金の申請を行う場合の補助上限額は100万円(ただし、2回目は50万円)とし、補助金額は、補助対象経費の合計額とする。
- 3 共同申請に係る本補助金の上限額は、参画事業者数にかかわらず、第1項の規定を準用す

る。

(補助事業の採択申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、天草市中小企業者等持続化事業採択申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号の2又は3)
- (2) 図面及び設計書等
- (3) カタログ及び見積書等
- (4) 直近2期(共同申請の場合は代表事業者は2期、その他の参画事業者は1期とする。)の決算書の写し(2期目の決算が終わっていない事業者は、この限りでない。)
- (5) 事業所の位置図
- (6) 天草市産業振興チャレンジ事業の効果について(様式第1号の4)(2回目に申請する場合のみ)
- (7) 事業承継特例確認書(様式第1号の5)、事業承継計画書B(事業承継特例を希望する場合のみ)
- (8) デザイン経営特例確認書(様式第1号の6)(デザイン経営特例を希望する場合のみ)
- (9) その他必要な書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の採択又は再考を要するのいずれかを決定するものとする。

3 補助事業の採択に当たっては、自社の経営状況分析の妥当性、経営方針・目標と実施事業の適切性、実施事業の有効性、積算の適切性について書類(内容)審査を行う。

4 市長は、第2項の規定により事業を採択すると決定した者に対しては、天草市中小企業者等持続化事業採択決定通知書(様式第2号)により、再考を要すると決定した者に対しては、天草市中小企業者等持続化事業採択に係る決定(再考を要する)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

5 採択申請書の審査は5月、8月及び12月とし、申請書は該当月の前月末までに提出するものとする。

(補助金の申請)

第7条 前条第4項の規定により事業採択の決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、決定の通知を受けた日から30日以内に天草市中小企業者等持続化事業補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 図面及び設計書等（施設改修等を行う場合に限る。）
- (3) カタログ及び見積書等（機械、機器等の導入及び更新の場合に限る。）
- (4) 市税の滞納のない証明書（共同申請の場合は、当該申請に係る全ての事業者）
- (5) その他必要な書類
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては天草市中小企業者等持続化事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないと決定した者に対しては天草市中小企業者等持続化事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、それぞれ通知するものとする。
（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、補助金の申請を取り下げようとするときは、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号。以下「規則」という。）第7条第1項の申請書を市長に提出しなければならない。
（補助事業の内容変更）

第10条 補助事業者は、第8条第2項の規定による決定通知を受けた後、事業の内容等に変更が生じたときは、天草市中小企業者等持続化事業補助金変更計画承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請に係る内容等が適正であると認めたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により、申請者に通知するものとする。
 - (1) 補助金の交付決定額の変更を伴う変更の承認をした場合 天草市中小企業者等持続化事業補助金交付決定変更通知書（様式第8号）
 - (2) 前号に掲げる変更以外の変更の承認をした場合 天草市中小企業者等持続化事業補助金変更計画承認通知書（様式第9号）

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、天草市中小企業者等持続化事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとし、その提出期限は、事業完了日から起算して1月を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早

い日までとする。

- (1) 事業経過報告書
- (2) 対象経費に係る領収書等の写し
- (3) 施工前及びしゅん工後の写真（施設改修を行う場合に限る。）
- (4) 写真（機械装置費等に係るものに限る。）
- (5) その他必要な書類

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、天草市中小企業者等持続化事業補助金交付請求書（様式第11号）により補助金を請求するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けた者があるときは、当該不正行為により支給を受けた補助金の全額を返還させることができる。

（事業化状況報告）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度に、市の求めに応じて、当該事業の状況及び収益状況を天草市中小企業者等持続化状況報告書（様式第12号）より報告しなければならない。

（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、規則の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

| 大項目 | 小項目 | 対象となる経費 | 対象とならない経費 |
|-------|---------------------|--|--|
| 1 事業費 | (1) 官公庁への申請書類等に係る経費 | <input type="checkbox"/> 法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費 | <input type="checkbox"/> 税務申告、決算書作成等のために、税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟のための費用 <input type="checkbox"/> 免許の取得・登録費 |
| | (2) 改修費・設備購入費 | <input type="checkbox"/> 店舗・工場・事務所の用途に使用するための外装・内装工事に係る経費 ※ 住居と兼用の場合は、住居部分を除く面積を対象とする（按分計算）。 <input type="checkbox"/> 店舗・工場・事務所で使用する機械、工具、器具、備品等（いずれも中古品含む。）の調達経費 <input type="checkbox"/> 車両等の動産をその事業用途のみに用いるために必要な設備を改造する経費 <input type="checkbox"/> ソフトウェア使用権（補助対象期間分のみに限る。） | <input type="checkbox"/> 店舗・工場・事務所を新築、増築又は購入（中古含む。）する場合の経費 <input type="checkbox"/> 外構工事費、駐車場の整備費及び舗装経費 <input type="checkbox"/> 車両及び船舶等の購入費（エンジン、船外機含む） <input type="checkbox"/> 汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できないもの（自転車等、テレビ、モニター、カメラ（レンズ、バッテリー等の周辺機器含む）、パソコン及び周辺機器（ハードディスク、ルーター、W I - F I、サーバー等）、事務用プリンター、複合機、タブレット端末等）の調達経費 <input type="checkbox"/> 既に導入しているソフトウェアの更新料 <input type="checkbox"/> 単なる取替え更新であって、新たな販路開拓につながらない機械装置等 <input type="checkbox"/> 古い機械の撤去、廃棄費用 <input type="checkbox"/> 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に |

| | | |
|----------------|---|--|
| | | <p>係る経費</p> <p><input type="checkbox"/> その他左記「対象となる経費」以外の経費</p> |
| (3) 借料 | <p><input type="checkbox"/> 事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費（補助対象期間内分に限る。）</p> | <p><input type="checkbox"/> 通常の生産活動に係るもの</p> <p><input type="checkbox"/> 事務所等に係る家賃</p> |
| (4) 原材料費 | <p><input type="checkbox"/> 試作費、試供品、サンプル品の制作に係る経費として特定できるもの（消耗品含む。）</p> | <p><input type="checkbox"/> 主として販売のための原材料仕入れ・商品仕入れとみなされるもの</p> <p><input type="checkbox"/> マーケティング調査時に販売を行う場合、その販売する製品に係る原材料・商品仕入れ費</p> <p><input type="checkbox"/> その他左記「対象となる経費」以外の経費</p> |
| (5) 知的財産権等関連経費 | <p><input type="checkbox"/> 本補助事業と密接に関連し、その実施に当たり必要となる特許権等（実用新案、意匠、商標含む。）の取得に要する弁護士費用</p> <p>※ 補助事業完了までに出願手続き及び費用の支払いが完了しているもの</p> <p>※ 出願人は、補助事業者本人（法人の場合は法人名義に限る。）</p> | <p><input type="checkbox"/> 他者からの知的財産権の買取り費用</p> <p><input type="checkbox"/> 特許庁に納付される出願料、審査請求料、特許料等</p> <p><input type="checkbox"/> 補助事業者本人又は法人以外の外部の者と共同で申請を行う場合の経費</p> <p><input type="checkbox"/> 知的財産権の取得について、他の制度の補助等の支援を受けることができるもの</p> <p><input type="checkbox"/> その他左記「対象となる経費」以外の経費</p> |
| (6) 謝金 | <p><input type="checkbox"/> 本事業実施のために依頼した専門家等に謝金として支払われる経費</p> | <p><input type="checkbox"/> 他の制度により専門家の派遣を受けられる場合の経費</p> <p><input type="checkbox"/> 本補助事業の応募に関する応募書類作成代行費用</p> <p><input type="checkbox"/> その他左記「対象となる経費」以外の経費</p> |
| (7) 旅費 | <p><input type="checkbox"/> 本補助事業の実施に当たり、必要となる国内出張旅費（交通費・宿泊料）の実費（専門家に対する経費も含む。）</p> <p><input type="checkbox"/> 宿泊料（東京都特別区及び政令都市の場合は 10,900 円、その他の地域は 9,800 円を上限とする。）</p> | <p><input type="checkbox"/> 海外出張旅費。ただし、補助事業期間中及び終了後 3 年以内に海外を視野に入れた事業展開を行うことができる場合は、この限りでない（別途協議により定める。）。</p> <p><input type="checkbox"/> タクシー代、ガソリン代、高速通行料金、レンタカー代等の</p> |

| | | | |
|-------|---------------|--|---|
| | | | <p>公共交通機関以外のものの利用に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> JRのグリーン車利用料金、航空機のプレミアムシート料金 <input type="checkbox"/> プリペイドカード付き宿泊プランの当該プリペイドカード代 <input type="checkbox"/> その他左記「対象となる経費」以外の経費 |
| | (8) マーケティング経費 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市場調査費、市場調査に要する郵送料・メール便等に係る経費 <input type="checkbox"/> 市場調査に必要な派遣、役員等の契約による外部人材に係る経費 <input type="checkbox"/> 市場調査のための展示会等の出店に係る出店料、配送料等 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 単に切手の購入を目的とする経費 <input type="checkbox"/> その他左記「対象となる経費」以外の経費 |
| | (9) 広報費 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ウェブサイトの作成費用及び更新費用（補助対象期間内に限る。） <input type="checkbox"/> 販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会等の出店に係る出店料、配送料等 <input type="checkbox"/> 広告宣伝に必要な派遣、役員費等の契約による外部人材に係る経費 <input type="checkbox"/> ダイレクトメールの郵送料 <input type="checkbox"/> 販路開拓に係る事業説明会開催費及び事業説明会、商談会等への参加費 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 単に切手の購入を目的とする経費 <input type="checkbox"/> その他左記「対象となる経費」以外の経費 <input type="checkbox"/> 販促品、名刺、商品・サービスの宣伝広告を目的としない会社（店舗）案内パンフレットの作成 |
| | (10) 外注費 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（上記(1)～(9)に該当するものを除く。） | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 販売用商品（有償で貸与するものを含む。）の製造及び開発の外注に係る費用 |
| 2 委託費 | (1) 委託費 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査について調査会社を活用する場合、ウェブサイト作成・ネット販売システム制作委託費等） ※ 委託契約の締結が必要 ※ 委託先は原則として 2 者以 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 販売用商品（有償で貸与するものを含む。）の製造及び開発の委託に係る費用 <input type="checkbox"/> その他左記「対象となる経費」以外の経費 |

| | | | |
|-------|-----------|--|--|
| | | <p><u>上からの見積もりが必要</u></p> <p>※ 1 者と随意契約を行う場合は、該当企業等としか随意契約できない理由書が必要</p> | |
| 3 その他 | (1) その他費用 | <input type="checkbox"/> 本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための経費（研修会参加費及び専門家等に対する経費） | <input type="checkbox"/> 求人広告費 <input type="checkbox"/> 消耗品（事務用品、衣類・食器等の消耗品に類する費用、新聞等購読料等） <input type="checkbox"/> 2万円未満（税抜）の備品 <input type="checkbox"/> 通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料金等）及び光熱水費 <input type="checkbox"/> 茶菓、飲食、娯楽、接待の費用 <input type="checkbox"/> プリペイドカード、商品券等の金券購入費 <input type="checkbox"/> 団体等の会費及びフランチャイズ契約に伴う加盟・一括広告費 <input type="checkbox"/> 自動車等車両の修理費、車検費 <input type="checkbox"/> 本人又は法人が所有する店舗・工場・事務所・駐車場を使用する場合の公租公課（消費税含む。）、各種保険料 <input type="checkbox"/> 支払いのための銀行等の振込手数料 <input type="checkbox"/> 借入金などの支払利息 <input type="checkbox"/> 本人及び従業員が取得する資格等に係る経費 <input type="checkbox"/> 他の事業との明確な区分が困難である経費 <input type="checkbox"/> 汎用性があるもの、また、その事業用途以外の目的に使用できるものに係る経費 <input type="checkbox"/> 公的な資金の用途として、社会通念上不適切な経費 <input type="checkbox"/> その他左記「対象となる経費」以外の経費 |

様式第1号(第6条関係)

天草市中小企業者等持続化事業採択申請書

年 月 日

天草市長 様

〒

事業所の住所
申請者 法人名又は屋号
代表者 職・氏名
昼間連絡先:TEL

天草市中小企業者等持続化事業を実施したいので、天草市中小企業者等持続化事業補助金交付要領第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 図面及び設計書等
- (3) カタログ及び見積書等
- (4) 直近2期(ただし、共同申請の場合にあっては、代表事業者は2期、その他の参画事業者は1期)の決算書の写し
- (5) 事業所の位置図

様式第2号(第6条関係)

第 号

年 月 日

様

天草市長 ○○ ○○ 印

天草市中小企業者等持続化事業採択決定通知書

年 月 日付けで採択申請のあった天草市中小企業者等持続化事業については、下記のとおり決定したので天草市中小企業者等持続化事業補助金交付要領第6条第4項の規定により通知します。

記

1 事業名

2 補助金交付申請可能額 円

様式第3号(第6条関係)

第 号

年 月 日

様

天草市長 ○○ ○○ 印

天草市中小企業者等持続化事業採択に係る決定（再考を要する）通知書

年 月 日付けで採択申請のあった天草市中小企業者等持続化事業については、下記のとおり決定したので天草市中小企業者等持続化事業補助金交付要領第6条第4項の規定により通知します。

記

1 事業名

2 再考を要する
理由

様式第4号(第7条関係)

天草市中小企業者等持続化事業補助金交付申請書

年 月 日

天草市長 様

〒

事業所の住所
申請者 法人名又は屋号
代表者 職・氏名
昼間連絡先:TEL

年度における天草市中小企業者等持続化事業補助金の交付を受けたいので、天草市中小企業者等持続化事業補助金交付要領第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 図面及び設計書等（施設改修等を行う場合に限る。）
 - (3) カタログ及び見積書等
 - (4) 市税の滞納のない証明書（共同申請の場合は、当該申請に係る全ての事業者）
 - (5) その他必要な書類

様式第5号(第8条関係)

第 号

年 月 日

様

天草市長 ○○ ○○ 印

天草市中小企業者等持続化事業補助金補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度天草市中小企業者等持続化事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定に付する条件

- (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等が予定内の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第6号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

天草市長 ○○ ○○ 印

天草市中小企業者等持続化事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度天草市中小企業者等持続化事業補助金については、下記のとおり交付しないことと決定しましたので、通知します。

記

1 交付申請額 円

2 不交付の理由等

様式第7号(第10条関係)

天草市中小企業者等持続化事業補助金変更計画承認申請書

年 月 日

天草市長 様

〒

事業所の住所
申請者 法人名又は屋号
代表者 職・氏名
昼間連絡先:TEL

年 月 日付け天産第 号で交付決定通知を受けた 年度天草市中
小企業者等持続化事業補助金に係る事業計画を、下記のとおり変更したいので、承認く
ださるよう天草市補助金等交付規則第7条の規定により申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更事業計画書 別紙のとおり
- 3 変更資金計画書 別紙のとおり

(備考)

様式第8号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

天草市長 ○○ ○○ 印

天草市中小企業者等持続化事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで交付(変更)申請のあった 年度天草市中小企業者等持続化事業補助金については、下記のとおり変更することに決定します。

記

1 補助金等の交付決定額

| | |
|-------|---|
| 変 更 前 | 円 |
| 変 更 後 | 円 |

2 変更決定に付する条件

3 変更の理由

様式第9号(第10条関係)

第 号

年 月 日

様

天草市長 ○○ ○○ 印

天草市中小企業者等持続化事業補助金変更計画承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度天草市中小企業者等持続
化事業補助金補助金の変更計画については、申請のとおり承認します。

様式第10号(第11条関係)

天草市中小企業者等持続化事業補助金実績報告書

年 月 日

天草市長 様

〒

事業所の住所

申請者 法人名又は屋号

代表者 職・氏名

屋間連絡先:TEL

年 月 日付け天産第 号で交付決定通知のあった 年度天草市中小企業者等持続化事業補助金に係る事業を実施したので、天草市中小企業者等持続化事業補助金交付要領第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 事業経過報告書
- 2 対象経費に係る領収書等の写し
- 3 施工前及びしゅん工後の写真（施設改修を行う場合に限る。）
- 4 写真（機械、機器等の導入及び更新の場合に限る。）
- 5 その他必要な書類

様式第11号(第12条関係)

天草市中小企業者等持続化事業補助金交付請求書

年 月 日

天草市長 様

〒

事業所の住所
申請者 法人名又は屋号
代表者 職・氏名
屋間連絡先:TEL

年 月 日付け、天産第 号で確定通知のあった天草市中小企業者等持続化事業補助金について、下記のとおり交付くださるよう請求します。

記

請求額 金 円

| | | |
|-------------------------|----------------|------------------------------|
| 請求内訳 | 交付確定(決定)額 | 円 |
| | 既受領額 | 円 |
| | 今回請求額 | 円 |
| 支払方法(該当するものを○で囲んでください。) | | ・精算払 ・前金払 ・概算払 |
| 前金払又は概算払が必要な理由 | | |
| 口座振替先 | 金融機関及び支店名 | 銀行・労働金庫 信用金庫・信用組合 店 農協 |
| | 口座種別 口座番号 | 普通 ・ 当座 |
| | (フリガナ) 口座名義 | |

様式第12号(第14条関係)

天草市中小企業者等持続化事業状況報告書
(年 月末現在)

年 月 日

天草市長 様

〒

事業所の住所
申請者 法人名又は屋号
代表者 職・氏名
屋間連絡先:TEL

天草市中小企業者等持続化事業補助金の受給に関し、事業化状況を下記のとおり報告します。

記

1 業種 ()

①事業状況: 予定より進んでいる 予定どおり 予定より遅れている

・上記の理由

()

・今後の対応 (「予定より遅れている」を選んだ場合は必ず回答してください。)

()

③収入(売上)状況: 計画より多い 計画どおり 計画より少ない

・上記の理由

()

・今後の対応 (「計画より少ない」を選んだ場合は必ず回答してください。)

()

<事業計画書（売上・利益等の計画）より転記>

※以下の空欄を記入してください。

| | 年 月～ 年 月期 |
|-----------------|-----------|
| | ① |
| (a) 売上高 | 千円 |
| (b) 売上原価 | 千円 |
| (c) 売上総利益 (a-b) | 千円 |
| (d) 販売管理費 | 千円 |
| 営業利益 (c-d) | 千円 |

| ①の実績（見込み） | |
|-----------|----|
| | 千円 |

2 収支決算の状況及び見込み： 計画より良い 計画どおり 計画より悪い

()

※ 年 月 日～ 年 月 日までに決算を締めた事業者は、直近の収支決算書の写しを添付してください。

(備考)

事業の実施状況は、補助金交付申請書に添付した事業計画書及び資金計画書等に基づき作成してください。